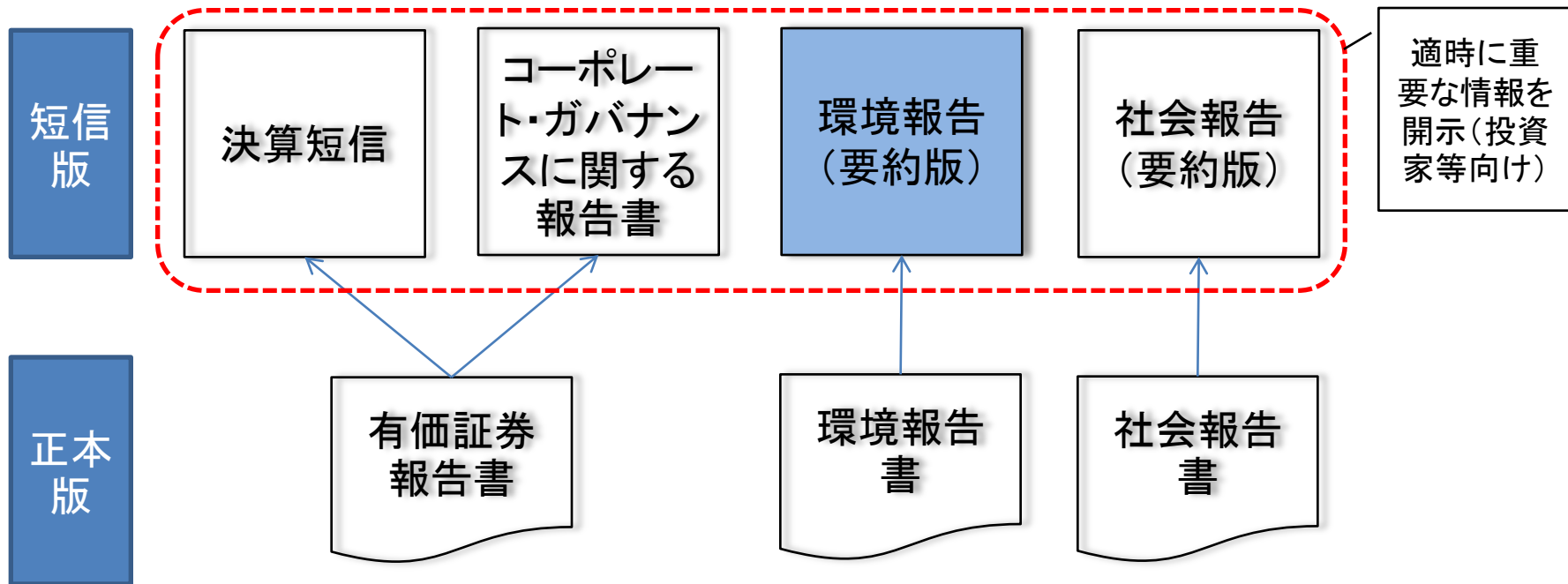


環境報告（要約版）の利用イメージ

利用イメージ

* 例えば、上場会社であれば、以下のように環境報告（要約版）フォーマットを利用し、企業のIRを行うことが想定されます。なお、社会報告（要約版）は、各企業において作成する必要があります。



☆環境報告（要約版）を多くの企業が作成することにより、以下のようなメリットが期待されます。

- 投資家・金融機関等による情報利用がなされ、環境側面の評価が促される。
- グリーン調達などの企業間取引にも、情報利用が促される。
- 環境報告書を作成していない事業者も、環境報告の導入に踏み切りやすい。
- フォーマットの利用により、定性及び定量情報が関連付けられた開示が行われる。
- 共通の開示プラットフォームができることで、複数相手への質問対応が軽減できる。
- ICTの活用により、情報の質及び情報の利便性の向上される。
- 企業の環境報告に関する課題（後述）が、一部解決される。

過去の検討委員会等の報告書を元に作成

(作成者側の課題)

- ・ 経営者の理念や環境経営への考え方が、十分伝わるよう作成してもらいたい。
- ・ 各社基準やバウンダリが異なるため、企業間の横比較は、例え、同業者であっても難しい。また、データの連続性について十分に配慮されていないことがある。
- ・ 環境報告書、CSR報告書など企業の発信する情報量が多すぎる。数ページでエッセンスが分かる等の改善が必要。
- ・ ネガティブ情報についても積極的に開示してほしい。
- ・ 将来情報(収益に結びつく情報など)が記載されていない。
- ・ 企業規模による開示情報の質の差が大きい。
- ・ 社会性情報が増えることで環境情報が減らないよう、留意することが必要である。

(利用者側の課題)

- ・ 開示された環境等の非財務情報を、金融サイドが十分に活用し切れていない。

(第三者審査等の課題)

- ・ 第三者意見については、厳格な基準等は馴染まないが、読者をミスリードしないよう、何らかの施策が必要か否か、検討する必要がある。
- ・ 第三者審査については、費用の低減に努めてほしいとの意見もあった。

（環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書より抜粋）

ICTを利用した環境情報基盤構築の方向性

①納入先企業による企業間取引

- ・ライフサイクル全体の環境への影響等の削減・管理
- ・取引先とのコミュニケーションの強化につながる

②金融機関等による金融取引：財務情報の開示システムとの整合性

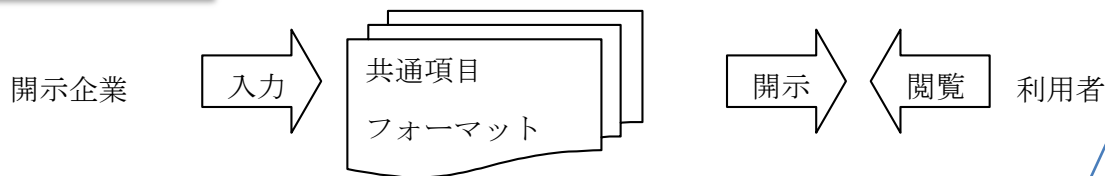
③行政機関による環境政策

- i) 環境報告書等による開示情報の有効利用
- ii) 行政機関に届出・報告されている環境情報の地域における有効利用

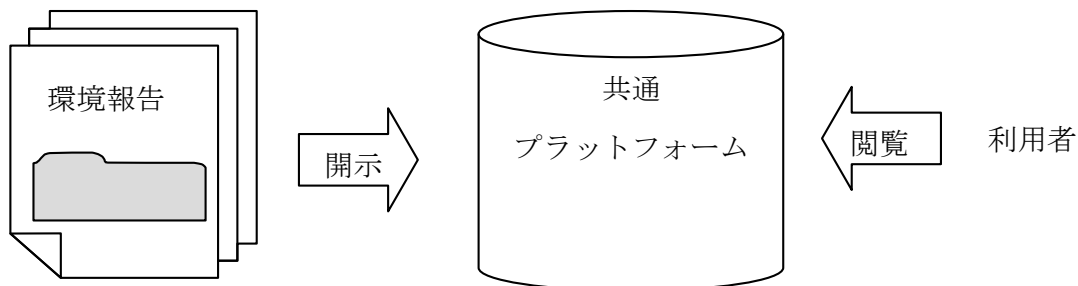
金融機関等向け
環境情報開示の
実証事業

ICTを利用した環境情報基盤の進め方

・共通項目フォーマットにより新たな報告書を作成する統合アプローチ



・既存の報告書をそのまま活用する現状維持型アプローチ



(環境情報の開示基盤)

環境情報の開示基盤に関する留意事項

- 利用者毎に、利便性の高い開示基盤を整備する必要がある。(既存の開示基盤を有効活用)
- 有効な開示基盤は、情報利用の裾野を拡大する視点も重要。
- 定性及び定量情報が、関連付けられて開示される必要がある。
- ICTの活用により、情報の質(比較可能性など)及び情報の利便性(入手可能性・分析容易性)の向上が期待される。
- 信頼性は、社会ニーズと合致した保証水準が普及する必要がある。

開示基盤の在り方

- 多くの利用が見込まれること
- 重要な情報に容易にアクセスできること
- グローバルな開示基盤との整合性
- 企業の努力を評価できること
- 企業が過大な負担なく開示できること など

具体的な事業の例

- 既存の開示プラットフォームの利用
- 重要な開示項目に関する簡易フォーマットによる開示
- 政策推進との関連付け(例、目標や指標のモニタリング)
- 環境金融と環境報告の連携策(特に中小企業へのインセンティブ付け)